

プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 名称

令和5年度 箕輪町防災交流施設建設事業 備品家具購入

(2) 目的

令和6年4月の開館を予定している箕輪町防災交流施設における備品家具の購入にあたり、建築全体のデザイン面との整合を図りつつ、住民が立ち寄りたくなるような空間と統一感のある備品家具の提案を求め、最も適当と判断される者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

(3) 内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

12,200,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含まない）

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 箕輪町入札参加者名簿に登録されたものであること。

(3) 箕輪町内に本店・支店・営業所があること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、箕輪町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 公告日から落札決定日までの間において、箕輪町の指名停止措置を受けていないこと。

(6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

3 参加手続

(1) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和5年11月21日（火）午後5時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出することができる。質疑書は、令和5年11月14日（火）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、町ホームページにて、令和5年11月17日（金）午前12時までに行う。

4 提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

(ア) 提案書表紙（様式第4号）

(イ) 備品家具提案書（任意様式）

(ウ) 見積書及び内訳書（任意様式）

(エ) これまでの主な事業実績一覧表（任意様式）

※ 提出書類はすべてA4とする。ただし、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

※ 提案書等の作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本の表紙には、代表者印を押印すること。

(2) 作成に当たっての注意事項

(ア) (1) (イ) について

(i) 提案内容の考えなどを文章などで記述し任意様式で作成すること。

(ii) 備品家具の設置イメージを作成すること。写真、図などを用いて、色彩、材質等が分かるようにすること。ただし、記載する図や文字は小さすぎないように配慮すること。

(iii) 提案書等は1者1提案までとする。

(iv) 提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

(イ) (1) (ウ) について

(i) 見積書は、合計金額と内訳金額を記載し、正本には事業者の代表印を押印す

ること。

(ii) 見積書は、組立、設置に係る費用を含むものとする。

(iii) 見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(iv) 内訳書には各製品がグリーン購入法（「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）」）の適合製品か記載すること。

(ウ) (1) (エ) について

(i) 事業実績一覧には、提案者による備品家具の選定、調達・設置に関する実績（官民間問わず）を記載すること。

(ii) 実績として、設置の成果が分かるような資料（パンフレットなど）があれば添付すること。

(3) 企画提案書提出方法等

(ア) 提出期限：令和5年12月1日（金）午後5時（必着）

(イ) 提出場所：箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

(ウ) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 1次審査～プレゼンテーション

(1) 1次審査

(ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

(イ) 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の5者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。評価点が高点の場合は、価格評価の点数が高い者とする。企画提案書等の提出者が5名以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

(ウ) 1次審査の結果は、令和5年12月4日（月）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

※ 1次審査結果（通過）通知前までは、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第2号）を作成の上、提出すること。1次審査結果（通過）通知後は、辞退不可となる。

(2) プレゼンテーション

(ア) 開催日時：令和5年12月8日（金）午後1時から開催予定

詳細については（1）（ウ）の通知に合わせて通知する。

(イ) 開催場所：箕輪町役場 2階 大会議室

(ウ) 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必

ず出席すること。

(オ) プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する大型モニター（75インチ）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(カ) プレゼンテーションの時間は、20分（説明15分、質疑応答5分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。

6 契約候補者の特定

(1) プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

評価点が同点の場合は、別紙プロポーザル審査要領により契約候補者を決定する。

(2) 2次審査の結果は、令和5年12月13日（水）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

(1) 企画提案書の提出後提案者が2（1）～（6）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本仕様書等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

(2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。また箕輪町情報公開条例（平成25年箕輪町条例第9号）の規定による開示請求の対象となることがある。

(4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

9 提出先・問い合わせ先

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

電話 0265-79-3152

ファクシミリ 0265-79-0230

電子メール kizai@town.minowa.lg.jp

担当：鈴木、桑澤